

第六十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

昭和四十六年十二月十五日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 小島 徹三君

理事 高橋 英吉君

理事 福永 健司君

理事 沖本 泰幸君

理事 石井 桂君

理事 鍛冶 良作君

理事 千葉 三郎君

理事 松本 十郎君

理事 黒田 寿男君

理事 林 孝矩君

出席政府委員

法務大臣 前尾繁三郎君

法務政務次官 村上 達雄君

法務大臣官房司 貞塚 克巳君

法法制調査部長 影山 勇君

法務省人権擁護 局長 川口光太郎君

公安調査庁長官 渡辺 栄一君

文部政務次官 安田 道夫君

文部省初等中等 教育局長 西崎 清久君

文部省初等中等 教育課長 長井 澄君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局人事局長 大内 恒夫君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局総務局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 総局家庭局長 外山 四郎君
法務委員会調査 室長 松本 卓次君

委員の異動
十二月十日
辞任 青柳 盛雄君
補欠選任 林 百郎君

同日
辞任 青柳 盛雄君
補欠選任 林 百郎君

十二月九日
秋田地方法務局羽後出張所の存続に関する陳情書(秋田県雄勝郡羽後町 西馬音内中町 石綿吉太郎外六千六百十九名)(第一四二二号)

外国人登録事務費等全額国庫負担に関する陳情書(七都府県外国人登録事務連絡協議会代表 神奈川県知事津田文吾)(第一四三三号)

精神障害者による犯罪の予防対策樹立に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の一 全国人権擁護委員連合会長金原藤二)(第二二七号)

族称記載の戸籍簿書換えに関する陳情書(全国市長会中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第二一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

人権擁護に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日、最高裁判所長井総務局長、矢口人事局長、大内総務局長、瀬戸民事局長及び外山家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。如和君。

○如委員 私は、簡単に二点について質問をいたします。

最初の問題は、さきの六十三国会で成立しました沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法、こういふのがございまして、その第二条第四項にございまして、「選考に合格した者は、その選考に合格したときに、裁判所法第六十七条第一項の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなす」ということになっております。そのため、本土復帰にあたって、沖繩の裁判官それから検察官について、その在職年数の期間の計算、それから号俸の格づけなどをどのように扱うか、これは問題があると考えますけれども、それらの点をひとつ説明していただきたい。沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案がいま出ておるが、あれの二十三条、あるいは検察官の場合は二十条等にも関連がありま

す。この辺の関係を、ひとつ裁判所のほうから、続いて検察関係のほうから、法務省のほうから説明していただきたい。簡単によろしくござい

ます。

○貞家政府委員 まず、制度のあらましについて

御説明申し上げます。

御指摘のとおり、昨年成立いたしました沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の規定によりまして、本年三月第一回の選考の合格が発表されまして、現在ただいまのところ、本土の法曹資格を有する者が約二百名いるわけでございまして、そのうち本来の本土の資格、つまり、たとえば戦前においてすでに裁判官あるいは検察官の資格を持っておりましたような者が、そのうちわずかに十五名でございまして、あとの百八十数名は、ただいまの特別措置法の規定によりまして、選考に合格したときに、司法修習生の修習を終えたものとみなされるわけでございまして、したがって、その者は、本年の三月現在において司法修習生の修習を終えたと同じになるわけでございまして、

ところで、御承知のとおり、裁判所法あるいは検察庁法の規定によりまして、裁判官、検察官につきましましては、いろいろ在職年数が資格要件として定められておるわけでございまして、たとえば判事補、検察官、弁護士を十年やらなければ、判事に任命される資格を得ないというような規定があるわけでございまして、

そこで、沖繩におきまして在職年数をどう取り扱うかという点につきまして、今国会において提出されました沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、これは昨日衆議院で可決されたところでございまして、その二十三条、二十三条におきまして、その通算に関する規定を設けているのであります。これによりまして、ごく大まかに申しますと、沖繩の弁護士資格を取得した者の在職年数に限り、それから二年を控除して、それを本土の裁判官、検察官、弁護士の在職期間として通算するということでございまして、二年を控除いたしましたのは、従来の沖繩の法曹資格の取得に

つきましては、本土におきまますような司法修習機関というものが必ずしもなかったということとございします。その均衡を考慮したわけでございます。しかし、それが原則でございますが、沖縄における在職年数が二年を経過する以前に本邦の司法修習生と同一の修習課程を終える、これは本土に委託修習をしておるわけでございますが、最近はそのうたしておるわけでございますが、そういう者についてでございますか、あるいは本土の弁護士資格をすでに取得している者につきましては、その後の在職年数の全部を通算するということになるわけでございますが、したがって、本土の資格をもとと持っているというよりな者につきましてはすべてが計算される、それから本土の資格を取得いたしました後の期間というものは全部通算されるということになるわけでございます。そういう例外はございますが、そういう通算の規定を設けて、不都合が生じないよう配慮いたしておるわけでございます。

そこで、そういう者につきまして、給与の格づけとかいろいろ問題が生じてまいりますが、そういう問題につきましては、裁判官につきましては、裁判官の報酬等に関する法律の第三条によりまして、各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける報酬の号等につきましては、最高裁判所が定めることになっておるわけでございます。それらの方々が本土の復帰に伴いまして本土の裁判官に任命されました場合には、その報酬の号等につきましては、最高裁判所が自主的に決定されるということになるわけでございます。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいま員部長から御説明ございましたように、私のほうで具体的な号俸をきめるのでございますが、ちょうど本土と全く同じで、いわゆる損をするのではないようにきめていきたい、こう考えておるわけでございます。

○畑委員 続いてそれでは第二の質問。最高裁の事務総局から調査室を通じていただいた資料で、「本土と沖縄の裁判官・検察官の報酬(俸給、給料)

月額」という資料がございしますが、この資料によつて沖縄の裁判官、それから検察官の給与の実態を日本の本土の場合と比較して調べてみますと、初任給が本土に比べて相当高い。そしてその後四、五年の間は本土の場合より同じく高いのですが、反面上のほうは、沖縄の高裁首席判事などは本土の判事の四号より、それから検事長においては本土の検事の六号よりも低い、こういうような実態になっておると思うのですが、その実態を、ひとつさらに詳しく説明してもらいたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおりのような状態でございます。もう少し申し上げてみますと、判事補の初任給のところでは沖縄のほうが高いわけでございます。それは本土に持つてまいりますと、大判事補になりまして四年から五年くらいのところになるわけでございます。そういういたしまして、今度は逆に判事の一番高いところは、本土のほうはずっと高くなつておりまして、大判事補も入れました、修習終了後十六、七年くらいのところに向かう一番高いところに当たるというふうな状況でございます。

○畑委員 そこで、本土復帰にあつて沖縄の裁判官、検察官、これらの給与を本土の裁判官、検察官の給与制度の中にどのように移行していくかという問題がございします。これは衆議院をきく通りました特別措置法の六十四条、裁判所職員の特例の手当、それに関連した三十二条あるいは五十五条の一項、こういったものとの関連がございしますが、これをどういうふうにしてだんだんアジャストしていくか、それを伺いたい。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、特別措置法案の中の六十四条で特別の手当という規定がございします。これは一般の職員につきましての特別の手当を規定いたしました五十五条に対しては、この五十五条から、具体的な運用ということになりますと、人事院規則で定めるといふことになっておるわけでございます。それに対応いた

しまして、六十四条は、「人事院規則」というところを「最高裁判所規則」というふうに読みかえることができないというふうに定めておるわけでございます。

私も、結論をいたしましては、先ほど申し上げましたように、本土の職員と全く同様に扱つて、経験年数等遜色のないものとしてこちらに移行していききたいという原則でございますが、先ほど申しました、下に厚く上に薄いといひますか、そういうたてまえになつておりますので、これをこちらに移しますと、判事の上のほうはむしろずっと多く給与をもらふという形になります。判事補の下のほうに当たる方々は、現在の沖縄の給与よりも低い給与になつてしまふおそれがあるわけでございます。そこで、その差額というものをこの特別の手当という形で支給いたしました。昇給いたしましたればその特別の手当というものを減少していくという形で補うことができるのではないかと考えております。

しかし、一体何と何を比較するのか。本俸と本俸だけなら簡単でございます。いろいろな手当がございします。どの手当とどの手当までひくくめて比較するのかという点になります。これは人事院規則等で詳細に定めがなされましたときに、それに対応いたしました。私どもも同様の立場から、同様にこれとこれを対比してきめていくというふうに定めていきたいというふうに考えておるわけでございます。そういう関係で、まだ中身まで確定はしておりませんけれども、結果において、現在受けておる待遇よりも決して下がることのない扱いをいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○畑委員 いままで全然法域も何も違つておるところから日本の本土に帰つてくるわけですから、その辺にそういう技術的な問題もいろいろあると思ひます。ともかく沖縄の裁判官あるいは検察官、それとまた職員、そういう人が、日本に復帰することによつて差別がないように、ひとつ十分に配慮していただきたい。

以上で、私の質問を終わります。

○松澤委員長 岡沢完治君。

○岡沢委員 私は、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の審議と関連をいたしまして、この機会に主として家庭裁判所の問題につきまして、制度上あるいは待遇等の問題も含めてお尋ねをいたしたいと思ひます。

家庭裁判所といふと、一般の地方裁判所あるいは簡易裁判所、高等裁判所に比べて、何か裁判所でないような印象を、国民も法曹界一般も持つておるのではないかと、こばに言い過ぎがあらうしたらおわびをいたしますが、ちょっとそういう感じがいたします。しかし、よく考えてみますと、最近の親子の断絶、あるいは新しい相続制度、あるいは国民全般の権利の主張、特に妻の権利の主張等を考へてみたり、老人問題を考へてみたり、また少年事件に關連いたしましたのは欠陥教育、性のはらん等を考へてみました場合に、家庭裁判所が扱う事件の質、量あるいはそれが社会、個々の家庭、大きくは国家に与える影響というものは、私はきつめて重要ではないかという感じがいたしまして、そういう角度から数点について質問をいたしたいと思ひます。

私は、家庭裁判所を活用する一つの方法として、やはり家庭裁判所の權威を重くするということも、着眼点として無視されておるのではないかと考へます。そういう意味から、実際に裁判の実態を考へてみますと、御承知のとおり家庭裁判所は裁判所法三十一条の三によりまして、家事事件の審判、調停、少年事件につきましては保護事件、成人の少年に關係する特別の刑事事件をやるわけでございますけれども、いわゆる人事訴訟、離婚、相続等の裁判になりますと、すべて地裁の係属になります。これが一つは私は家庭裁判所の裁判官自身にも、法曹界のわれわれ自身にとつても、何か家裁が地裁に從属している、權威が低いという印象を与える一つの理由になつていないかという事を考へるわけでございます。いわゆる人事訴訟の第一審を現行の地裁から家裁に移す

ということ、私は検討する必要があると思うわけですが、最高裁と、あわせて貞家調査部長の御見解を聞きたいと思ひます。

○外山最高裁判所長官代理者 たいだい御指摘いただきまして、家庭裁判所が国民に密着した裁判所として、非常に重要な機能を営んでおることは申すまでもないことだと思います。家庭裁判所の機能といたしましては、たいだい御発言のありましたように、福祉的な機能を営んでおるとともに、重要な司法的な機能も営んでおると考へております。そういう意味で、家庭裁判所が裁判所としての権威のあるものであるべきことは、もとより当然だと私も考へております。

それに關連いたしまして、たいだい人訴を家庭裁判所に移管してはどうかという御意見の御趣旨であつたらうと思ひます。この点は、私どもの間でもいろいろ検討したことがございますが、これはやはり家庭裁判所の性格に關します非常に重要な問題点を持つておると思ひます。家庭裁判所は、その出発点において、通常の裁判所とは異なつて、対立抗争の場として裁判所ではない特殊な裁判所として考へていこうという構想であつたように思ひます。そのような意味からしまして、家庭裁判所が訴訟事件を扱うということにつきましては、家庭裁判所の本質的な性格に關連する問題として、私どもは、今後とも慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○貞家政府委員 家庭裁判所の権限の問題は、私、必ずしも全般的に所管をいたしておるわけではございません。司法制度に大きな關連を持つ問題としてお答え申し上げるわけでございますが、たいだい最高裁當局から説明がありましたように、家庭裁判所の権限をどうするかということ、この本質、性格に非常に大きな影響を持つ問題、ひいては司法制度全般について非常に大きな問題であると思ひます。したがうして、私ども、ふだんから司法制度全般につきまして、裁判所の権限、その分配ということにつきましては検討をしていくわけでございますが、事柄が事柄でございますだけに、まず運営の衝に当たつておられます最高裁におきまして十分の御検討をお願い申し上げたい。それに協力いたしまして、私どももいたしまして、慎重にこの問題に取り組んで検討を進めたいと思へております。

○岡沢委員 最高裁の家庭局長、貞家調査部長、ともに非常に慎重論でございます。私も裁判制度の根幹に觸れる問題であることは十分承知しながら、しかし、実際に家庭裁判所の権威を高め、あるいは家庭裁判所の裁判官の誇りを高める意味からも、家庭裁判所の場合は調停と審判、それも最後は、訴訟になれば、いずれは地裁に行くというところ、やはり家庭裁判所全体の社会的な評価を低め、そして当事者自身の誇りを失わせていく大きな理由が実際にあると思ひます。また、家庭事件の多いのは東京、大阪等大都市でございますが、その大都市のいわゆる地裁の負担といふのが非常に多いことは御承知のとおりでございます。結局、離婚にいたしまして、最後に地裁に行つてまた数年争う、そのあとまた高裁、最高裁といふことで、實際問題として役に立たないといふのが国民の一般の気持ちではないかといふことを考へました場合、その事件につきましても、調停前置主義から、家庭裁判所で十分調停や審判の対象になるなら、結局は地裁に移つて、たゞさんの事件をかかえて四苦八苦している地裁が、いわば別の事件のような考へ方で非常に長い時間をかけて、實際は、裁判の要請である迅速な裁判といふ点について、大きな国民の期待を裏切つていくというのが現状ではないかといふことを考へました場合、先ほど貞家部長が答へられましたように、家庭裁判所のおい立ちについての特別性はございまして、しかし、やはり人事の、あるいは少年事件の最後の結論も、家庭裁判所が責任を負うといふ一つの筋を通すのも、制度として考へてみるべき時期に来ておるのではないかと私は考へるわけでございます。

あわせて、家庭裁判所の専任所長の充足

率、これを最高裁にお尋ねいたします。

○外山最高裁判所長官代理者 たいだい、家庭裁判所は四十九庁ございまして、このうち二十三庁について専任の所長が置かれております。

○岡沢委員 いま家庭局長のお答えのとおりでございます。半分以下しか専任所長が置かれておらない。これは判事さん、人員の問題等もあると思ひますけれども、やはり最高裁自身が、家庭裁判所を軽視しておるという指摘を受けてもしかたがないのではないかと。また、私はいつも、私の持論でございますけれども、裁判官は、単に法律、良心に基づいて裁判をしていただくだけではなしに、その前提として、大いに社会的な経験を積んでいただくということが、裁判の大事な要素ではないか。そういうことを考へますと、判事さんにするだけ司法行政についても経験をしてもらうといふ意味から、私は、家庭裁判所の所長さんといふものを専任にしたいだいて、そういう意味での幅広い裁判官を養成してもらうといふことも一案ではないかと思ひます。重ねて家庭局長の見解を聞きます。

○外山最高裁判所長官代理者 御趣旨はよく理解できるつもりでございます。家庭裁判所の専任所長をふやすことにつきましては、私どもとしては、毎年その方向で実現をさせつてございまして、今日、二十三年の実現を見ておるわけでございますし、今後その方向で検討してまいりたいと思ひしております。

ただ、兼任所長と申しますと、いかにも片手間のような感じに響きますが、これは、制度から申しますと、兼任ではなくて併任でございます。どちらの所長でもおありになるということが、制度としては言えるわけでございます。この併任の所長の方々も、家庭の問題については、もちろんでございますが、非常に御関心をお持ちになり、家裁の司法行政について御熱意をお持ちになつておられる方が多数あるのは事実でございます。

○岡沢委員 この家庭裁判所の専任所長任命の問題と關連いたしまして、これは私の希望意見でございます。

ざいまずけれども、家庭の所長は、一般的にも、法曹界の評価として、地裁の所長よりも一つランクが低いのではないかと。地裁所長の前提といふすか、前の格づけとして家裁所長になるというふうな印象はいないわけでございます。また、裁判官にいたしましては、われわれの友人にも裁判官がたぐさおられますが、家裁へ流されたとか、あるいは何か支部へ行くのと同じようにランクの低いところへ行く、あるいはからだの弱い者が家裁に多く任命されているというふうな実態は、私は事実としていえないと思ひます。しかし、先ほど申しましたように、家庭裁判所が国民生活の中で占める地位を考へました場合、必ずしも地裁と比較して低いとはいへない。むしろ、先ほど申しました国民生活の安定その他に占める役割りといふのは、あらためて見直されなければならぬといふことを考へました場合、社会経験の深い、また、裁判官として誇り高い人が家庭裁判所の判事になる、あるいは所長になるといふ道を考へるのは、私は、司法行政上の一つの着眼点でなければならぬと思ひます。そういう点からいいたしまして、私は、家裁の所長には、できれば家裁判事を長くつとめた人からまず抜くべきであるといふのも一案ではないかといふふうに感じます。また、家裁、地裁判事の交流等につきましても、いわゆる能力的な差のない、むしろ家裁の重要性といふことについて、最高裁御自身も考へ直してほしいといふふうな感じはいないないわけでございます。次に移ります。時間の關係もございまして、次に移ります。同じ家庭裁判所の調査官制度の問題について、これから数点お尋ねいたします。

乙号支部への家庭裁判所調査官の配置はどのようになつておりますか、お尋ねします。

○外山最高裁判所長官代理者 たいだい乙号支部の中には、いわゆる特乙といふのが御承知のとおりでございます。ここでは少年事件も管轄しておるわけでございますが、そのような乙号支部にお

きましては調査官の配置をしてございます。その他の乙号支部につきましては、原則として調査官はおらないのが実情でございます。

○岡沢委員 乙号支部の中の特乙というのは、きわめて数が少ないことは局長自身御承知のとおりでございます。家庭裁判所調査官、これは家事調査官、少年調査官がございまして、この制度は充足当時非常に高く評価され、また国民からも期待されたものでございまして、現在はこの調査官制度というのが、司法部内でもあるいは国民からでも忘れられた存在になろうとしておるのではないかと感じています。しかし、実際には家庭裁判所の調査官というのは、その学歴等を見ますと、司法試験の受験者よりも一般に高い。大学において心理学、社会学を専攻した人が多いようにありますし、また、希望に燃えてあるいは責任感に燃えてこの職を選ばれた人が多いわけでございます。しかし、実際には、単に裁判官の補助機関のような任務しか与えられていない。これはおしい立ちを考えると、先ほど家庭局長がお答えになりましたように、家庭裁判所が、対立抗争ではなしに、あるいは事件の大小ではなしに、その事件の背景等を考慮して、心理的、社会的な治療方法を考える。その場合に、その調査官の果たす役割りは私はきわめて重要だと思えます。また、先ほど来繰り返しておりますような現在の社会事象との対比から見ても、私は、家庭裁判所の特色を生かす意味からも、この調査官制度の活用というのは、きわめて重要な着眼点でなければならぬというふうなふうに思っております。いま、経済的にすばらしい成長を遂げた日本でも、むしろ社会的、心理的には病的状態にあるというのが日本のも一つの特色かと思えます。そういう場合に、家庭の病院として、社会の病院としての家庭裁判所の役割りを考えました場合に、そしてまたその家庭裁判所の特色の中心的な一つの問題として調査官制度があるということを考えました場合に、この調査官制度をどうして生かすか、どうしてその方々に誇りを持って、責任を持って使命に邁進

してもらうかというところは、きわめて重要だと思うわけでありまして。

ところが、実際問題として、いまお答えのように、乙号支部にはほとんど配置されていない。国民の立場からいたしまして、もちろん平等なサービスを受ける権利がございまして、乙号支部に所属した家事事件、少年事件については、調査官制度の恩恵に浴さないという事実があるわけでございます。こういう点につきまして、今後家庭裁判所調査官の充実についてどのような御用意があるか、定員の問題、予算の問題と結びつけてお答えいただければありがたいと思えます。

○外山最高裁判所長官代理者 ただいま家庭裁判所及び家庭裁判所調査官制度につきまして、たいへん御理解の深いおことばをいただいたと存じておりますが、調査官の重要性につきましては、私もこれは従来から少しも変わらぬ評価をしておるわけでございます。何か調査官が忘れられた存在になつておるのではないかと御指摘がございましたが、私は、決してそのようには考えておりません。調査官が家事事件、少年事件の処理の中で占める比重というものは、役割りというものはきわめて高く、重要なものだと思っております。調査官の仕事は補助機構であるとしても、その調査官が補助機構として果たす役割りは、ただいまおっしゃいましたように、家庭裁判所の本質的なものに関連する、きわめて高く評価されるべき仕事であらうと考えておるわけでございます。

その点に関連しまして、乙号支部に調査官が配置されていないのは、調査官の評価との関連があるのではないかと御趣旨にも聞こえてまいりましたが、私は、その点は決してそういうことではないと思えます。乙号支部に調査官が配置されておらず、その数は決して少ないというふうに思っています。確かに仰せのとおり、乙号支部におきましても家事事件を扱っておりますから、いやくも家事事件を扱う以上は、調査官というものが配置されてお

るべきだという議論が当然あらうかと思えます。ただ、乙号支部の家事事件の状況を見ますと、調査官の一人分の事務量に満たないところがほとんどでございます。そのような意味で、乙号支部に調査官を配置いたしますことは、調査官の使い方としては非常に不経済なことになるわけでございます。そこで、乙号支部の事務量も含めまして調査官を各庁に配置してございまして、乙号支部でも調査官の活動が必要なる場合には、本庁あるいはその他の支部からてん補をするというように形で調査官の活用が行なわれておるのでございます。

調査官の増員につきましては、私どもとしては最も力を入れて、予算の上でも努力をしまいいつていけるつもりでございますし、年々、十分な数とは必ずしも言えないかもしれませんが、増員の結果を見ておるのでございます。なお、その点につきましては、今後とも努力を続けるつもりでございます。

○岡沢委員 家庭局長は、調査官制度の真髓なり評価について当然のお答えをされましたが、一般のわれわれ法曹界の者も、国民から見まして、調査官というものは何だろ、その職責について認識すらもないというものが、私は実情ではないかと思えます。私は、調査官の機能というものを高く評価するだけに、ぜひ乙号支部にも配置していただきたいし、特に、私は家庭裁判所が行なっております家事相談の価値といいますが、国民へのサービスというものは、非常に大きな価値をすべきだと思えます。私の承知する範囲では年間二十万件、これが家庭紛争の解決に直接間接に非常に貢献をしている。その家事相談の実際は、これは調停委員が当たられる場合もありますが、書記官が当たられる場合もありますが、一番数多く私は調査官が当たつておられると思えます。まあ細委員も青柳委員も弁護士でございます、弁護士からは、家事相談をあまりやると弁護士法に触れるのではないかと批判の一部にはありますけれども、しかし、法律相談の前の一般国民の家庭の悩みあるいは手続的な面でアドバイスをする家

事相談の役割りというのを考えましても、先ほど外山局長が、乙号支部では家事事件としまして調査官の一人分に当たる仕事もないからだというお答えがございましたが、家事相談の担当者というふうな意味を考えました場合に、私は、乙号支部に確実に配置するといふだけの価値と必要は、日本の国民の感情からいたしまして、あるいはこれは国民の税金を使うといふことを考えた上からも、なお十分許される必要な措置ではないか。調査官の増員には努力しているというお答えでございますが、実際にはその御努力が足りないとはつきり指摘して間違いないという感じがいたします。

ことに、調査官の実態を見ますと、裁判官の場合でございますと、事件が多いというような場合には自分で期日をきめるわけですから、先に期日を延ばせばいい、これは当事者の犠牲においてですけれども、調査官はそういうわけにはまいりません。裁判官と、補助機関というより分業的な立場にあると私は思いますが、裁判官がきめた期日に間に合わすように調査をしたり、報告をしたりしなければなりません。そういうことを考えますと、調査官の不足あるいは仕事の過重ということについては、もっとあたためた配慮が必要ではないか。裁判官につきましては、最高裁のいまおそろいの局長自身がほとんどが判事出身であるだけに、自分たちの仲間意識というものが当然あると思えます。調査官に対して、それがいいと言えはしかられるかもしれませんが、やはりそういう点で、幾らか調査官の存在あるいは処遇あるいは人員の充足等について、裁判官ほど努力がなされていないという見方をするのは、必ずしもわれわれの目が目でないと思っております。必ずしもわれわれの調査官の充実あるいはそのPR、あるいはその機能の発揮等について、家庭裁判所としてあるいは最高裁として、ぜひこの際前向きに検討してもらふべきだと私は思いますが、もし御意見があれば、重ねてこの点についての最高裁の意見を聞きまして、次の質問に移りたいと思えます。

事相談の役割りというのを考えましても、先ほど外山局長が、乙号支部では家事事件としまして調査官の一人分に当たる仕事もないからだというお答えがございましたが、家事相談の担当者というふうな意味を考えました場合に、私は、乙号支部に確実に配置するといふだけの価値と必要は、日本の国民の感情からいたしまして、あるいはこれは国民の税金を使うといふことを考えた上からも、なお十分許される必要な措置ではないか。調査官の増員には努力しているというお答えでございますが、実際にはその御努力が足りないとはつきり指摘して間違いないという感じがいたします。

○外山最高裁判所長官代理者 たいだいま家事相談の点について御指摘がございましたが、御承知のように家事相談は、家庭裁判所ができてから自然発生的にこのような事務がふえてまいりました。御指摘のように、非常に多数の家事相談を家庭裁判所が扱っております。そういう面でも、家庭裁判所の調査官の活動する場面があることは、おっしゃる通りでございます。調査官は、多忙な中にも非常に努力をしてその職責を果たしていただけていると思いますが、調査官の増員またはその質の向上ということにつきましては、私ども、先ほど申しましたように、今後一その努力を続けてまいりたいと存する次第でございます。

○岡沢委員 家裁の問題はこれで終わりますから、家裁関係はお帰りのためだけにこのようにさせていただきます。

次に、いわゆる特殊損害賠償事件。公害事件等を中心に行いたしまして、最近ではサリドマイドやモンの薬害訴訟、あるいは欠陥車、航空機、船舶等の損害賠償事件、あるいは新しい労働災害事件等が激増していることは、ここで指摘するまでもないと思っております。いわゆる四大公害訴訟をはじめといたしまして、私どもの承知している限りでは、公害訴訟だけで三百件近い事件が、現に全国の裁判所に係属をしております。特殊損害賠償事件等は千件をこえて、千三、四百件裁判所に係属中と聞いております。まあ、四十五年末に對比いたしました六〇％の増であるということを考えても、これは、社会的な要請として国民の大きな期待が裁判所に集まっていることを考えました。場合、こういう事件に対する裁判所の対応策というのが、人的に、物的に、あるいは機能的に考えられなければならないと思うわけでございます。先ほど申しました家庭裁判所の調査官の問題も含めまして、場合によりまして、こういう公害訴訟等の場合に、調査官制度の採用というように、東京、大阪その他高裁管内の大都市裁判所には、当然考えられるべきだと思うわけでござい

ますが、そういう面も含めまして、いわゆる特殊損害賠償事件に対する最高裁の人的、物的、機能的な御用意につきまして、ちょうど予算編成期でもございまして、構想をお聞かせいただきたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、公害裁判の迅速化につきまして、四つの対策を考えているわけでございます。

その第一は、公害事件の処理につきましては、裁判官に自然科学上の専門的知識が要求されるわけでございます。この知識を補充するために、予算上の措置として次のような施策を講じております。第一は、研究会の開催でございます。これは昭和四十五年度から、東西二ブロックに分けて実施しております。第二は、専門図書に付てでございます。第三は、大学教授等専門家の協力を得る措置。これらで、第一の自然科学上の専門的知識の獲得の方策として実施しているわけでござい

ます。第二に、公害事件は新しい類型の訴訟であるために、法律上も従来の理論で解決し得ない問題が数多くございまして、そこで、これらの問題につきまして、裁判官が相互に研究、協議することが要請されるわけでございまして、この要請にこたえるために、次のような施策を講じております。第一は、中央会同の開催でございます。これは昭和四十五年三月に第一回を開催いたしました。本年も引き続き十一月に第二回を開催いたします。第二は、協議会の開催でございます。これは本年の九月に第二回目を開き、さらに来年二月に第三回目を開く予定になっております。

第三番目は、公害事件は科学裁判でございますから、裁判事務の処理上各種の器具の整備が要請されるわけでございまして、たとえば携帯録音機、八ミリ映写機、振動計、騒音計、照度計、こういった科学的な器具の整備が要請されるわけでございまして、この器具を配付するための予算措置を講じているわけでござい

ます。

第四番目に、公害事件の原告は公害の被害者でありまして、貧困者が多く、その上、公害事件におきましては鑑定等の証拠調べに多額の費用を要するものが普通でございます。そこで、このような原告のため、訴訟救助の制度を活用する必要があるわけでござい

ます。以上でございます。

○岡沢委員 この問題の質問をもう少し詰めてみたいのですが、きょうは十二時に採決ということであり、あと青柳委員もおられますので、次の質問に移ります。

司法修習生が、修習の二年間に勉強をする中身、あるいはその修習態度、あるいは修習期間中に将来の法曹人として受ける教養その他の価値といふものは、私は、日本が法治国家であるだけに、非常に与えるところの影響が大きいと思っております。そういう点から、司法修習生の問題について若干お尋ねいたします。

修習生関係の年間予算はどれくらいであるか。一人当たりの修習生の国費の支出は大体どれくらいになるか。それから修習生の指導要綱と申しますか、修習生のカリキュラムの作成についての留意点、あるいは修習生の指導目標等について、包括的に答えをいただきたいと思

います。

○矢口最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

修習生の一人当たり年間必要金額は、大体百万とお考えいただきたいと存じます。で、その百万の中で、修習生の給与として実際に支給いたしておりますものは、七十万前後でございます。したがって、その差額といふものが、修習生に直接必要な経費的なものに充てられておるといふこととでございます。しかし、これは実際の金額でございますが、修習生が現地に配属になってま

いておる期間が相当あることは、岡沢委員も御承知のところでございますが、そういった場合には、これは裁判所のそこにおきますいわゆる経費的な経費、裁判所の一般的な経費と込みになってしましますので、十分そういったものを勘案いたしまして支出されておりますので、実際は、この百万円という金も上回った金額になるのではないかとはいふに考えております。修習生は、一期大体五百人余りでございまして、一千名前後の修習生の百万というものを考えていただきますと、それが年間の修習生に直接必要な経費といふふうにお考えいただけるのではないかとはいふに思っております。

それから、修習生の指導の問題でございますが、これはたびたびの機会に申し上げておりますように、後輩法曹の養成としてきわめて重要なこととございまして、それぞ大学等におきまして一応の法律学の知識も修めておられますし、また、相当程度の高い司法試験等にも合格してきておられますけれども、まだまだそれは初歩的なものでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得ということが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

います。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

ます。したがって、実務法曹家としての役立つためには、まず何と申しましても専門的、技術的な能力の修得といふことが第一であることは当然でございます。しかし、これはそれさでいえば満足すべきものであるといふものではございません。実はその奥に、いわゆる高邁なる人格と幅広い識見といふものを備えておる者でなければ、一人前の法曹としてはむしろ欠格であるとも言うべきであるわけでござい

官である裁判官、検察官あるいは弁護教官の給与、あるいは研修所自体の運営費用というものは、全く無視された数字だと私は思うのです。私は、むしろここで明らかにしたかったのは、修習生一人当たり国民の税金はどれだけ使われているというところを、トータル的に修習生にも自覚してもらって、国民の期待にこたえるような修習内容の修得に努力してもらおうという意味から申し上げたので、先ほどの人事局長の答弁は、全く一人当たりの直接の支出だという感じがいたしました。これはまた別の角度からの御答弁が、もしできるなら明らかにしてもらいたいと思います。

○長井最高裁判所長官代理者 ちよつと資料がこちらにございましたので、概算のところを御説明申し上げます。

司法研修所の昭和四十六年度の概算要求額は十億五千万円でございます。これを修習生千名で割りますと、一人当たり百万円という金額になるわけでございますけれども、ひとついまの根拠を御了承いただきたいと思ひます。――失礼いたしました。概算要求ではなく、予算として認められた金額でございます。

○岡沢委員 しかし、それも司法研修所だけではなく、御承知のとおり二年間の大半を現地に行くわけでございますので、そのほうの間接的な経費というのを考えますと、かなりばく大な国民の税金が一人の修習生に使われているということをお互いに認識し合つて、特に、研修所の指導に当たられる先生方にも、その意味から責任ある指導をしていただき、また、修習生の自覚を求めたいという意味で発言でございます。

この機会にちよつとお尋ねいたしますが、例の阪口元修習生、罷免をされたわけでございますが、当委員会における答弁でも、理論的には再採用は可能である、司法試験に合格していることは明らかでございますから、この見解はいまも変わらないかどうか。また、かりに再採用された場合に、二年間の修習のやり直しも必要としないという解釈が成り立つと思ひますけれども、その点

の御見解をこの際重ねて明らかにしてもらえればありがたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 当委員会で岡沢委員の御質問に対して、法律的な問題としてお答えしたところはいまも変わりございません。かりに再採用されたとして、修習期間をどのように通算するかという問題は、これはいろいろのケースがございますので一がいにお答えし兼ねますが、法律的に、通算が不可能であるというものではございません。

○岡沢委員 次の質問に移ります。

最近、東京地裁で、サリドマイド裁判に関連いたしました西ドイツのレントツ博士を証人にお呼びしたことは、お互い承知しているところだと思ひます。このレントツ証人の、いわば証人としての出張旅費、日当等の経費の支弁がどのように扱われているのか、またお差しつかえなければ、御本人の名義に反しない範囲で、その額、内訳、それから支出主体等を明らかにしてもらえればありがたいと思ひます。と申しますのは、単に一人の証人という問題ではなくして今後日本の裁判所が扱う事件も、国際的なケースも、日本の国力の発展等を考えますと少なくないと思ひます。また、レントツ証人が果たされた役割りは、単に当該事件への影響だけではなく、国民の裁判への関心、また日本の裁判制度そのものの、ある意味での貢献等も無視できないと思ひます。その意味から、このレントツ証人に関連した経費の面を明らかにしていただきたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。レントツ証人尋問に要した費用の詳細は、次のとおりであります。

第一は、往復航空費でございますが、これは四十八万九千二百円、鉄道賃百八十円、日当三万八千三百円、宿泊料六万四千八百円、以上合計五十九万二千四百八十円。滞在日数は二十五日でございます。で、原告らに對しまして訴訟救助がされておりますので、右費用は裁判費の項のうち証人

等旅費の目から支出され、本人には現金、日本円で支給されております。

以上でございます。

○岡沢委員 次の質問に移ります。

私は本職が弁護士でございますので、ときどき裁判所へ参りますので、第一線の裁判官から聞いた話でございますが、その裁判所の中身、どこだと言われると、それは申し上げないほうがいいと思ひますが、ある裁判所へ参りましたら、友人が支部長をしておりまして、庁舎が新築された、それはありがたいけれども、調度品の予算が全くついていないと、まあ特別の理由があったのかもしませんが、非常に支部長として悩んでおりました。裁判所は他の行政官庁と違つて、寄付等はもちろん性質上絶対避けねばなりませんし、マスコミ等の批判もきわめてきびしいことは当然でございます。また、ある意味では裁判所の独立あるいは権威というようなことを考えますと、ある程度調度品につきましても、間に合わせのものでは好ましくないという事情もあろうかと思ひます。予算関係でいろいろ御苦労いただいております。予算関係でいろいろ御苦労いただいております。予算関係でいろいろ御苦労いただいております。

○大内最高裁判所長官代理者 裁判所の庁舎の新築あるいは増築の際に、それにふさわしい備品を整備しなければならぬという点につきまして、私も全くそのとおりと考えています。

実際の運用といたしましては、新築あるいは増築がかなり前から予想されますので、各裁判所といろいろ相談をしまして、その手当てにつきましても、本年度的特殊な事情でございますけれども

も、本年度は補正予算によりまして、昭和四十七年度に完成すべき庁舎を一部繰り上げて本年度に完成するといったようなことが若干の庁ございす。そういう庁につきましては予定が繰り上がったわけでございますので、そういう手当てに準備が不足と申しますか、そういう事態を生ずるところも若干ございまして、おそろくたいたいま御質問の庁も、あるいはその中の一つではあるまいかと推測をいたしますけれども、いずれにいたしましてもそういう面をよく含めまして、ただいまお話しございましたような予算の点につきましても、万全の用意をいたしたいと考えております。

○岡沢委員 いつもこの委員会では、裁判所の予算要求に関する限りは、与野党反対は一人もないわけでございます。自民党から共産党まで、むしろ予算をとれというものがあわれわれの姿勢でございます。これはまた国民の声だと聞いてもらつてもいいと思ひます。先ほどちよつと申しましたように、裁判官がただでさえ忙しいのに、あるいは裁判のおくれ等が指摘されているときに、こういう裁判以外のことで裁判官が気がつかうというこのために、裁判の遅延があつては私は好ましいことではないと思ひます。その意味からも、予算の獲得についてはぜひ御努力をいただきたい。法務大臣がおられますけれども、一般的に裁判所は大臣を持たない。そのために、どうしても予算がけちられがちだといふふうに言われておりますので、その辺、国会のバックアップもあるということ、ぜひこれは国民のために、あるいはまた迅速な裁判のために、この予算獲得に御努力いただきたいと思ひます。

別の質問でございますが、裁判官が幅の広い識見を要されるということは、先ほど人事局長から御答弁がございました。それと関連いたしまして、レントツ証人も結びつきましますけれども、やはり裁判官が外国の知識を得る、あるいは外国に行った経験を持つということ、これも大事な国民的な要請ではないかと思ひます。

○長井最高裁判所長官代理者 裁判官の海外留学に關しましては、まず予算の面から申し上げますと、昭和四十六年度の海外出張の予算といたしましては、外国旅費として留学關係が三百六十万円、在外研究、これは裁判官を現実に派遣して、司法制度に關する研究をしてもらうものでございしますが、及び国際會議、この二つを合わせまして九百万円、合計で千二百六十万円ということになっております。(少ないな、けたが違ふじゃないか)と呼び、その他発言する者あり)

海外派遣の現状でございますけれども、外国留学は、毎年数名ずつの裁判官が欧米の大学に留学しております。在外研究につきましては、やはり数名の裁判官が数カ国に派遣され、わが国の司法制度の当面する問題をテーマに外国の施策、運用の実態を見聞し、研究し、成果は貴重な研究報告として提出されて活用いたしております。国際会

議の出席は、司法の分野でも国際的協力を必要とする問題が増加いたしましたして、国際会議の數も相當數にのぼっておりますので、會議の開催も定例化する傾向がございます。国際會議の構成員としてわが国の占める地位もその比重において増しておりますので、運営に國与を求められる機会も多くなつてまいりました。それで、年に三回ないし

四回の国際会議に代表として出席いたしておりますが、これは先輩の裁判官が裁判所を代表して出席するという形になっております。ただ、何ぶんにも司法は国内の問題でございます、国際関係として行政面で登場する機会が非常に少ない現状でございますので、この点は、来年度の予算の要求におきましても努力をいたしまして拡充したい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡沢委員 いまお聞きのとおり、不規則発言もあげていまの予算は一けた少ないんじゃないかと

中旬に広島県の公安関係の方々が、土曜日の午前中からゴルフをやりに出かけたということが、朝日新聞で暴露されているわけでありました。その内容は、時間がありませんから簡単にいたしますけれども、要するに朝日新聞の調査したところでは、八年ほど前から広島県の治安関係の幹部の人たちによつて構成されているゴルフの会だそうでございます。

まして、たとえばその会に出席した方は、広島商
等裁判所長官の足立進氏、あるいは広島地裁の所
長の宮田信夫氏、また広島家裁の所長の池田正亮
氏、それから民事二部長の加藤宏氏、それから広
島地検の検事正の平井卓二氏は、当日所用のため
に欠席したけれども、メンバーであることは間違
いない。それから広島県警の本部長の浜田達治

氏、広島公安調査局長の西村伸一氏、自衛隊第十三師団長の和田昇治氏、広島鉄道管理局総務部長の池田浩規という方、こういう方々が、その日は十三名ほど、十時半ごろから役所の車を利用いたしまして、いつも行っているところの広島県賀茂郡の西条町のゴルフ場へ出かけたということなものであります。ときたままたま、司法の反動化という

ことが問題にされ、あるいは国鉄のマル生運動というようなことが言われ、また公安調査庁が労組や民主団体に對していろいろと偵察をやつておるというようなことが問題になったのでありまして、このために、広島県内の労働組合をはじめといたしまして大ぜいの人たちが、代表約三十人、それぞれ関係方面に抗議をしたようでございます。

これに對しまして、広島高裁の足立長官は、官庁の代表者としてこういう交際はいいのではないか。いなかへ来るとあるんです。公安關係と意思の疎通をはかるため、と了解している。着任した時、以前からの慣例だと勧誘されてはいった。長官は直接、裁判しないし、ゆ着しているというこ

の關係で一つの会ということでやっておりますが、各人それぞれ費用を支払い、また、ゴルフ場で飲み食いたしますような費用も、全部自弁でやっておるといふような状況のようでございます。

ただ問題は、青柳委員も御指摘になりましたように、土曜日の午前中から出かけていったという、これはまことに残念なことでございます。裁判官といたしまして、決して年次休暇がないわけではございません。その辺はきちんとけじめをつけて、休むなら休むというところで行くというところが、やはり大事なことではなからうかと考えております。

この問題が起りました、現地も非常に恐縮いたしました。直ちにしさいを報告いたしてまいりますとともに、そのような誤解を今後も続けていくということは好ましくないという見地から、先ほど御指摘のメンバーは、この会から一応脱会するという措置をとったようでございます。私どもも、十分今後自戒してやっていたくように御連絡をいたしたというわけでございます。

○青柳委員 公安調査庁にもお尋ねしたいのでありますが、この会に入っていたのは、情報を集めるためにはどこでも行くんだという。しかし、幹部でございましてからどの程度の情報が得られるか。

〔委員長退席、高橋(英)委員長代理着席〕

正規な治安連絡会議というものがあつたんだとてございましてけれども、このような会ではセミオフィシャルというのが新聞の評論でありまして、単なる個人的なおつき合い、いなかだから、やることがないから、親睦的な意味だけでやっているとだという意味のものでもなさそうに評価されているわけでありまして。現在でも引き続きこれはやっておられるかどうか、お尋ねいたします。

○川口政府委員 御指摘の広島「こゝろあかん会」につきましては、ただいま最高裁の人事局長から御答弁があつたとおりに私どもも聞いております。会の趣旨は、個人的な親睦をはかる目的で当時、昭和三十九年ごろでございまして、できたものだといふように聞いております。それが純然たる私的なものであるかどうかということにつきましては、先生御指摘のとおり、そういう私的な交わりで親睦をはかつて、公務上の連絡もよくなる

という副次的な意図ももちろんあるのではないかと思います。

ほかの地方にあるのかどうかを調べてみましたが、東京、大阪等にはございません。それ以外の地方の都市、札幌とか仙台あるいは福岡等にはあるようでございます。その詳しいことは、メンバーその他よくわかりませんが、大体あるというように聞いております。

〔高橋(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○青柳委員 裁判所のほうは、先ほど私が読み上げたようなメンバーの方々は、どうもこういふことは、誤解を受けるというのでおやめになったといういまの答弁でございましたが、公安調査庁の場合、広島公安調査局長の西村さんその他の方は依然として、この「こゝろあかん会」と称する週末ゴルフクラブみたいなのですね、こういうのに参加していらつしやるかどうかという点、それからその費用は、公のほうから交際費か何かの形で支弁しているのかどうかという点ですね。

○川口政府委員 お答えいたします。西村公安調査局長の場合は、会費は自分で出しているというのを申しておりました。会費は月千円だそうでございます。これを積み立てまして、ゴルフその他の費用に充てる。それから、そのゴルフをやりました日のグリーンフィーとかあるいは食費、懇親会費あるいは賞品代、そういうものは、各自でそれぞれ自分のポケットマネーから支出する、こういうふうに聞いております。

それから、やめたかどうかということは私まだ確認しておりません。問題の朝日新聞の記事になりました日のことについて尋ねましたところ、当日西村局長は、呉に調査用務がございまして早朝から出張いたしました。大体十一時ごろそれを済ませまして、それから出かけた。十二時ちよつと前に着いて十二時過ぎからプレーをした、こういうふうになっております。土曜日の勤務時間は、私の庁では午前八時半から十二時半ということになっておりますので、時間中に出かけたということ

とについて、これはよくない、今後そういうことをしないようにと、上京しましたときに注意をいたしました。やめたかどうかは、ちよつと確認しておりません。

○青柳委員 どうも弁明のつかない点は、午前十時半ごろから、しかも公用車を用いたという点のようでございます。この点は、いずれもちよつとまずかったと思つておられるようであります。ほかの点につきましては、いろいろの申し開きの理由もあるようでございますが、警察関係の方はきょうお見えになつておりませんからなんですけれども、地検の検事正平井さんも行つておられるので、法務省のほうからお尋ねするのですが、この点についてお調べになったことがございますか。

○安田説明員 検察庁のほうも調べました。やはり先ほどからお話の出ましたとおりの事実関係でございます。高橋の検事長、それから地検の検事正がその会のメンバーになつております。

○青柳委員 質問はそれだけで、その後の状況は調べたかという質問ですから、調べたらさうだったというのですが、これは全然問題はないので、そのまま引き続きやっておつてもかまわないという方針をとつておられるのかどうかですね。

○安田説明員 この会の性格というものは、私的な親睦団体ということでございまして、特にこの会を解散しなくちゃいけないとか、そのようなことは毛頭ないと考えております。ただ、親睦の会の運営にあたりまして、いやくも公私の混同のないように、網紀の肅正その他の面から十分の配慮をすべきものと考えております。

なお、たまたま問題になりました当日は、検事長、検事正とも出席しておりませんので、特に本件の問題に関しましては、何らの措置もとっておりません。

○青柳委員 時間がありませんから、これで終わります。

○松澤委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○松澤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 次に、人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畑和君。

○畑委員 私は、きょうは人権擁護に関する件につきまして、おもに文部省当局に質問をいたしたいと思ひます。

憲法の二十六条を見ますと、御承知のように、国民はひとしく教育を受ける権利があるとい

うふうに書いてあります。「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」というふうに出ております。また同時に、教育基本法の第三条にも、それを受けた規定がございます。私、読むまでもございせんが、教育基本法第三条、「教育の機会均等」として、「すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。こういうふうな規定になつておるわけでありませう。

ところで、私がきょう問題にし、お尋ねいたす件は、身体障害者に対してその教育の機会を与えろという、能力に応じて教育の機会を与えなければならぬといういまの憲法の規定並びに教育基本法の規定に違反をしていわけぬか、そして人権を不当に侵害しておる事実がある、こういうことです。

それは、実は具体的な例を申し上げますと、ことしの三月、埼玉県の浦和の高等学校におきましての入学の選抜試験にあたりまして、浦和に住んでおります作家の大西巨人という方がおります。その作家の大西巨人さんの長男でございます赤人君、十六歳でございますが、これが浦和高等学校を受験をいたしました。その受験をする前に、父親の巨人さんがあらかじめ浦和高等学校の当時の校長の柳瀬さんという方に面会を求めまして、自分の子供が、たまたま浦和高等学校の近くに住んでおるし、血友病という病気になつておつて、両ひざ等が麻痺をしている、硬直をしているというふうなことで、身体障害者であるけれども、近くである、そしてまた使用の建物が一階建てだというふうなことで、車いすその他を使つても、普通の高等学校に入つてすることが可能であり、かつまた、医者の専門的な判断によると、特殊学校よりも普通学校に入れるほうがよいというふうな意見もあるから、おたくの高等学校を受けたい、こういうことで相談に行なつた。ところが、その当

時の校長は、非常にけつこうなことである、そのくらのからだであつては、普通学校での修業に耐えるであらうし、また同時に、それがほかの生徒たちにとつても非常な励ましになる、こういうふうなことで、非常にそのことを喜んで、むしろ受け入れてくれました。ただ、試験の成績はわからぬので、その先の問題だけれども、親御さんといふたしますと、校長さんがそういう考え方だと、試験の成績さえよければとてくれるであらうというところで、試験を受けた模様であります。

ところが、判定会議の結果不合格ということになつた。そこで、この親御さんの巨人さんもおさまらない。そこでまた学校に出かけて交渉する、あるいは県の教育局等とも交渉する、こういうふうな事態が続いた。それで結局は、やはり学力試験の結果と、それから中学校の調査書ですか、俗に内申書ですか、その内申書と両方同じように見て判定するということになつた。判定の小委員会段階でもうはつされた、こういうふうなことがわかりました。

その後、そうしたことで教育局等とも話をなさるにまた、ちががあかぬものですから、その前でしよるか、朝日新聞にも投稿をいたしましたのです。投稿といつても、これは作家でございますので、単に一般の投稿とは違つたものであります。『障害児にも学ぶ権利がある』ということで、朝日新聞の教育欄か何かですか、これに大西巨人さんの考え方が載つております。その後またさらに、当時の文部大臣の坂田さんに対して、やはり質問状を出されております。それをまた『婦人公論』の七月号に、『坂田文部大臣への公開状』というところで、障害児のわが息子の学ぶ権利についてということ、大西巨人さん自身が公開状を出し、同時に手紙も出しているようであります。さらにその後また、ちががあかないので、再び文部大臣への公開状として、『婦人公論』の十一月号にやはり同じく、今度は文部大臣が高見さんになられましたので、その意味も一つはあるのでしよるか、さらに前のことをふえんして述べておられます。

そういう経過を通しまして、そうした最初は個人的な動きであつたわけでありませうけれども、そのまわりの人が、やはりそれに非常に関心と同情を持ちまして、赤人君の入学を進める運動、正式に言いますと「大西問題を契機として、障害者の教育権を実現する会」というのが、ことしの十月十六日に浦和市民会館で発会式をあげて、百三十人かが集まつたというふうなことを、実は私も新聞で見て承知をいたしましたのであります。これは朝日の中央版にも載つておりますと同時に、各紙の地方版にも取り上げられて報道をされました。それで私も、これは当然の運動ではないか、なぜここまで放置されておつたのだらうというふうな感じが実はいたしましたわけでありませう。

ところでその後、その問題が解決したかと思つておりましたら、いまだに解決しておらぬというふうなことで、この会はだんだん大きくなつて、そして県当局などといわゆる団体交渉と申しますか、そうした交渉を続けて、もうすでに二、三回やつております。それで近く、今月の十八日かに、また教育局と交渉をするというふうな運びになつておるやうでありますけれども、私は、実は教育関係にはよくしるやうでございます、よくわからないのでありますけれども、ただ人権問題だといふやうな側面から、実はきょう取り上げてみたわけでありませう。

実は、これと同じような事件がほかにもあります。それは兵庫県のことでございまして、兵庫県の姫路東高等学校というところで、やはりこの入学試験の際のやうであります。国鉄職員の子供喜美雄さんという人の長女和美さんといふ十五歳の女の子であります。三歳のときに小児麻痺にかかつて左足が不自由であります。それで中学校時代は、自宅から六キロの道を自転車で行き、これに協力した級友四人が卒業の際、県の善行賞を受けた。和美さんは非常に成績がよくて、同中学を女子のトップで卒業した。姫路市内のAクラスといわれる中学校だそうにして、これは、東高合格の太鼓判を押して、十七、八日

行なわれた同校の入学試験で、学科では指折り数える中に入つておる。これは校長さんの話ですが、確かに成績はよかつた。ただ、ことしから始められた体育実技は、からだの不自由なで体操は無理との診断書をつけ、特別障害者として受験したのださうであります。ところが、二十一日の発表で、和美さんは不合格だつたということ。理由については、脳屋校長は、一つは、高等学校は中学校と違い、教室の移動やクラブ活動など運動量が非常に多く、普通の人の三分の一程度のスピードでしか歩けない和美さんには無理だ、一人のために他の生徒が迷惑するやうでは困る。二として、中学の体育が、五・四・三・二・一という例の五段階の評価ですね、そのうちの一で一番悪いやつ、その一で成績では、内申重視のたてまえから考慮せざるを得ない。この二点をあげて不合格の理由を説明したと、こゝにいわれている。

ところで、これがやはり新聞に出まして、それでその結果、県の教育委員会が会議を開いて、そして姫路東高校長に再考を求めるといふ措置に出た。この異例の措置をとつたといふことは、身体障害者に希望を持たせるとの県教育委員の指導方針に沿つたためだ、こういうふうな言ひをしております。そしてその結果、学校で善処をして、そして特別入学の許可をまたやつた、こういうことです。

まあ程度の問題ですが、小児麻痺で片方の足が不自由、しかし自転車を通える程度。ただ、この赤人君の場合は両ひざが不自由であります。これは御承知のとおり血友病ですから遺伝的なもので、この人の弟さん、これもまた血友病で、最初のうちは赤人君だけだつたから、おかあさんが車いすや何かで学校へ連れていって、それで通わした。ところが、二番目も入学することになった。二番目もやはり同じく血友病で同じやうだから、しかたがないから、今度はタクシー会社と相談をして、毎日毎日タクシーを特別契約をして送り迎えをしてもらふ、こういうふうな赤人君にはし、次男のほうの野人という人ですか、この人はおかあさんが赤人君と同じやうに、やはり小学校

に連れていく、こういうことでやっておる。こういう先天的な、結局血が出てとまらぬ、結局内出血する、そこで患部が硬直する、こういう病氣だそうでありまして、作家の巨人さんも相当頭痛めたに違いない。しかし、頭のほうは相当いいわけですね。現に私、おとついでですが、新聞を読んでおりましたら、朝日新聞の読書欄でしたかね、大西赤人君が書いた小説が、短文が何かの本が今度出た。偶然、私はこの事件を取り上げようとしておりまして、帰りの電車の中で実はこの文を読んだ。なるほどこれは相当天才的な子供だわい、こう思ったのでありますが、そうした相当優秀な子で、父のほうもそれだけの自信は持っておる。そうかと言って、これを特殊学校に入れるよりは、むしろやはり普通の高等学校に入れたほうがいいというのが、そのお医者さんの判断だそうでありまして、それでそういうことになったわけですが、残念ながら不合格ということになった。そこで会見、交渉等をそうした方がやり、あるいはその前に大西さん御本人が、学校当局あるいは教育局等にもいろいろ談判をしたのですが、ちがいがあなかった、こういうことなんでしょう。

そこで、私も考えるのですが、いままでの県のはうの態度ということもどうも私は納得がいかない。もつと機械に措置をすることができなかったのか。なるほどいろいろ規則とか慣例とかというのがあるでしょう。そして、かつてはそう内申書は重く見なかつたが、最近非常に内申書を重く見る。その理由もわかる。最近、試験の成績と内申書とをほとんど同じように見るのが方針のようにあります。これは文部省の方針なんですよ。が、そうなりますと、結局内申書がどうしても五段階、県によって違ふかもしれないが、五段階評価になつておる。そうすると、どうしても足の不自由な人たちは実技等ではできない。しかし、そうかといってゼロということの評価ではないようでありまして、同じ体育の中でも、ほんとうにからだを動かすだけではなくて、ほかの項目もある。

四項目ぐらゐあるようです。したがって、体操を実際はやらなくても、それに対する熱意とかあるいは研究心とか理解とか、そういった項目があつて、そのうちの一つの項目がほんとうのからだを動かすことなんだそうです。ところが、中学のほうではこの身体障害者に対する理解のしかたが間違つておつて、それで結局、この子は体操をやらないんだからというので、おそらく体操の点数が低いということになつたと思うのです。まあこれも無理な話だと思ふのですが、同じ学校に五の点数が何人、四の点数が何人というふうに、大体何か格づけみたいなものがきまつておるといふ話も聞いたのです。そういうことからすると、現場の教師にそれを要求するのは無理かもしれぬ。ほかの子供との関係があるから、体操その他の実技関係がありますから、どうしてもその関係で、その点が悪くなると内申書全体が悪くなるということになる。形式的に適用をしますとそういうことになる。その結果をまた高等学校のほうで、形式的にしゃくし定本的に適用した結果がこういふことになつたのではないかとはいふに、私はしつうと考へてありますけれども考へるのです。

それで、結局いまのところでは、再三交渉した結果、県の教育局も、中学校の内申書に書かれた評価がどういふ経過でどういふふうになつたのか、それからさらに浦高の入学の際の選抜会議で、そのような障害者に対する具体的な配慮が正しくなされたのかどうか、この二つの面を調査するということにまでようやくなつたそうです。それまで非常に官僚的な答弁に終始していたようです。今度十八日の交渉のときにその結果が出るんだそうです。出るかどうかわかりませんが、そういうことださうであります。現に兵庫県においてもう一つ特殊の配慮をして、判定会議をやりに直して入学を認めた例もあるわけなんです。それはほかの教師あるいはほかの仲間からすれば、こうした人がいると全体として非常に動きが鈍くなり、足手まといかもしれないが、やはり入れた以上は——これは小中学校は義務教育で

すからいいですけれども、高等学校のほうは義務教育じゃないというふうな点からすると、とかくこゝろい人たちは敬遠しがちだ。

それから、それに対する養護学校などの設備がそれだけ整つておるか、ちゃんとしておるかという、実は埼玉県あたりでも、何か非常に恥づかしい程度の方です。私もこの間寄居の養護学校に行つてちよつと見てまいりましたけれども、いろいろな種類の子供たちが入つておるといふような関係もあつて、一体正式の高等部というのがあるかどうか、私はないんじゃないかと思ふ。そうなりまして、これに入れられないということになると、私は非常な人権侵害だと思ふ。やはり特殊な基準で内申を出すべきだし、同時にまた、高等学校のほうでもそういうふうなことは配慮して判定すべきであるというふうに私は考へますが、以上、大体の経過と私の意見を綴りまして申し上げたのですが、これに対してひとつ文部省のほうの御見解を承りたいのです。

何か文部省のほうでは、こうして大西さんが何度か文部大臣にあつて手紙を出し、公開状を出したにもかかわらず、それに対する返事もないようです。いまだにないようについておきます。と同時に、県の教育局のほうにいろいろ交渉をしてみますと、その会の人々が言うには、また大西さんが書いておる文章から見ても、県のほうでは、文部省からこの問題についてそうした具体的な指導を受けたことも何もない。これはそう言ひのがれておるのかどうかわかりませんけれども、そういう返事をしておられる。そつとすれば、私は文部省においても指導の責任が欠けておりはせぬかというふうに思ひます。この点等も綴りまして、ひとつお話し願ひたいと思ひます。

○西崎説明員 経過その他につきまして、私から初めに答えを申し上げたいと思ひます。
〔委員長退席、岡沢委員長代理着席〕
大体、先生がおっしゃいますとおりの経過をたどつております。大西赤人君の入試問題にかかわるいろいろな見解があるわけですが、私

ども県教育委員会に何度も来てもらひまして、どういふ実情にこの経過があるのかしさいに調べたわけでございます。その県の考へ方、学校の考へ方につきましては、大西さんのほうのお考へと若干食い違ひ面もあるわけでございますが、端的に申し上げます、県の方では、内申書と学力検査の成績で残念ながら合格に達してはなかつた。したがつて、障害の程度を判定するに至らずして不合格ということを出すことに相なつた。県のほうはそういうふうな立場でおるわけでございますが、大西さんのほうの御理解をいたしましては、実質的に障害というものが理由で不合格になつたのではないかとはいふふうなお考へが強いように私も承知しております。

そこで、私もしましては県教育委員会に対して、この点については大西さんのほうでなお納得しておられない部分が非常に多いと思われので、大西さんのほうとお会いした際には、納得のいくように十分説明をすべきであるという指導、助言をいたしております。この点、十一月号の「婦人公論」で、大西さんのほうの御見解では、県教委は文部省から指導、助言を受けていないというふうに県教委が申し立てたのでございまして、私も再度県教委の意見を聞きまして、このころ、話のプロセスにおきまして、文部省から不合格処分を取り消すような指導、助言を受けたかというふうな質問に対して、不合格処分を取り消すような指導、助言は受けていない、そういうふうな話のやりとりであつたようでございまして、大西さんと十分お話し合ひをするようにという指導、助言は県教育委員会としては受けておるんだから、その点について、何ら文部省から指導、助言を受けていないというのを申すことはいいはずで、まあ県はそういうふうな説明しておられて、私も指導、助言はそういう形で行なつておりますので、その点は了とした次第でございます。

それから、やはり先生おっしゃいますように入学試験の問題は非常に重要でございますが、具体

的な事務の執行につきましては、学校教育法あるいは省令の規定によりまして学校長が許可をし、学力検査は県教育委員会が行なうというふうに、先生お詳しいと思いますが、法令上行政機関の責任者としては県、学校の段階に一応なっております。文部省として、個々具体的な問題にさしに関与するということはいかがかという私どもの立場がございしますもので、婦人公論のほうの記者の方にもお目にかかりまして、県教育委員会等がいろいろお答えすることであるならば、これはまた一つの筋で、責任者がお答えするのでけっこうだけれども、それを飛び越えて文部省がストレートにいろいろとお答えすることとは、立場としていかがであらうかというふうなことを「婦人公論」の記者、大西さんを代理される方に私、十分御説明をしておる次第でございます。

それからなお、先生の御質問にございました内申書の扱いでございます。この扱いにつきましては、やはりいろいろな配慮でござい方について行なわれるのが当然だと思っております。実際には大西赤人君について、木崎中学でございしますが、木崎中学でどのような考え方でございふうちに内申をつけたかという点は、いま先生おっしゃいましたように、木崎中学から県教育委員会が報告を求めて、そしてその考え方についての県教育委員、十八日に関係者にお会いして御説明するといふふうに私も承知しております。その県の説明の態度なりあるいは考え方というものは、私も後日確かめてみたいといふふうに思っております。その考え方についての文部省の指導、助言の立場における当否というものは、内容によつてはあらうかと思ひますが、その点も、十八日の段階でのごとくに相ならうかと思ひますので、その点、私も留意いたしたいと思っております。

そういう次第でございまして、この問題については、県のほうにも文部省としてはいろいろなお話をしておるわけですが、若干大西さん

のほうと県、学校のほうとの考え方が行き違つておつて、両者のお話の焦点がなかなか定まつてこないところ、若干時日を経過したことは遺憾だと思ひますが、また話し合いによりましては、お互いの話がおさまつてまいることもあるのではないかと期待をしておるわけでございます。以上、経過その他について御説明申し上げます。

○畑委員 文部省のほうのいまの御意見を聞いたのですが、それによると入学試験、学力検査そのものが基準に達しなかつたというふうな御意向ですね。そうじゃないですか。そのようにちよつとお聞きしたのですが……

○西崎説明員 私のことは足りなくてたいへん失礼いたしました。学校長あるいは県教育委員会の考え方は、学力検査、内申書の成績、この両者を総合評価して合格に達しなかつた、こういう申し方をしております。

○畑委員 なかなかその辺が微妙なもので、そうなるから、したがって、結局学力が足りないなら足りないのだとはつきり言つてもええ、これはあきらめる。ところが、どうも学力が足りなかつた模様はないのです。模範答案から、本人のあれからしまして、二百点満点のうち百七十点ぐらいは間違ひなくつてゐる、こういうことなんですね、相当自信がある。同時にまた学校長のほうも、当時その結果をいろいろあれしてみたら、親と話をしたときには、親御さんに対してそれだけ相対的な程度、合格点は完全についているといふような話の模様だつたようです。それは、ますます大西さんも学力の点については自信がある。それを落とされたといふことは、結局はそれ以外の評価に違ひない。そうすると、内申書と両方同じに見るということによつて、内申書が実技その他の関係からして、どうしても普通の人以上よりも不利に評価されている、その結果が合格の判定に影響している、こういうことだと信じておる。また会の人たちもそう信じておるわけだ。いま文部省の御答弁によると、やはり両方総合したもの

足りなかつたということ。もつとも、そうでなくちや言ひようがないのです。両方総合したものが足りなかつたといふことです。そうすると、やはり詳しくはつきり、こゝまで問題になつてゐるのだから、学力の平均のあれは何点だつたのだ、それに対する内申書はこれだけだつたからこゝろなんだといった説明をしないと、こゝまできてゐる以上は私は無理だと思ひます。やはりそういった疑いが起きますのでありまして、それをめぐつてまた会の人たちと県との間の交渉が何回か続いております。

そこで、県のほうのいままでの言ひ分としては、選抜方法の原則としては、「学力検査の結果、調査書の学習の記録、この両者を同等に扱い、他の諸記録を参考に選抜を行う。」これが第一だ。第二としては、「健康診断の記録については修学に堪えぬ者を除いては選考の際差等をつけない。」第三は、「学校長は必要に応じて健康診断もしくは面接を実施して選抜のための資料に加えることができる。」こうした選抜方法の三つの原則を示しております。高等学校はそれによつてやつたのだ。それで、このうち具体的な大西君の場合については、一つの原則に照らして不合格と判定した。したがって健康診断云々は、「健康診断の記録については修学に堪えぬ者を除いては選考の際差等をつけない。」これはもう適用を全然しないといふ考えで、第一の問題だけで満高では判定をして、二、三の問題については判定は行なわれなかつたといふことですから、足がどうだ、こうだといふことについては、選考の際差等をつけないと書いてありますけれども、その診断書をつづきましてもなくそれは使わなかつた、こういうことで、第一の、要するに学力検査の結果と調査書の学習の記録、この両者を同等に扱つたのだといふことになるわけだ。そこで、やはり問題がそこに出てくると思ひます。

それと同時に、その次に県の教育局としては、「教育評価は指導の目標に照らして五段階評価法でなされる。現行では、障害児は、普通学級に在籍する限りはこれによらざるをえない。」こういういままでの答弁のようです。これが私は間違ひだと思ひます。「盲ろう養護学校、精養軒、肢体不自由児の学校等はそれぞれの教育目標に照らしてその学校で段階評価がなされてゐる。普通学級に在籍する障害児が高校受験する際は、その中学校の評価にもとづいて選考する以外にいまのところ方法はない。従つて満高のつた措置は違法でも不当でもないと思ひます。」こういうふうな答弁になつておるようです。

そこで、私は問題になつてゐるのですが、結局第一の、二つのあれだけを比べて、両方参考にしてやつたといふことについては、最近そういうことに文部省の方針がなり、教育局もそういうことで内申を同等に見るといふ結果になつたのだと思ひますが、これはいつから大体そういうふうになつたのかといふことが一つ。

それからもう一つは、赤人君の場合については、さうなると、私が先ほど申し述べましたように健康診断の問題、そういう問題は別として、要するに修学にたえ得ると判断したものだと思はれる。それを使わなかつたのですからね。それが一つ。それからもう一つは、最後に申しました、普通学級に在籍する限りは五段階評価によらざるを得ない、こゝろ言われておるけれども、これが金科玉条なんです。これがまた、私たちの考え方からすれば間違ひのものだと思ひますが、こゝろいう在籍する限りはやはり五段階評価によらざるを得ないといふふうになつておるけれども、この判断を正当化し得る法的根拠があるのかどうか。何か、結局は慣例だといふような返事をされたさうですが、もし慣例だといふならば、こゝろいうことは健康児の場合にはいいですが、身体障害児の場合には、これははずして別の基準でやるべきである。普通学級に在籍する者は、障害児といふことも五段階評価によらざるを得ない、こゝろいうことはやはり間違ひではないか、こゝろ思ひますが、この点についてひとつ文部省の見解を伺ひたい。

○西崎説明員 先生から三点お尋ねがございま

して、第一点は、内申書と学力検査の扱いについて、いつからそのような同等という扱いを指導しておるのかというお尋ねであつたかと思ひます。この点、実は文部省といつたしましては、入学試験の実施なり計画の責任者は都道府県でございますので、指導通達を出しております。この指導通達は、昭和四十一年のものが最新でございます。この最新の指導通達では、内申書を尊重するようにというふうな表現はございますが、内申書と学力とをどうのようなウエイトで扱うかについては触れておらないわけでございます。したがしまして、実態としては、多くの場合、先生がおっしゃいますように、過去には学力検査のウエイトのほうが非常に高かつたというのが実情でございます。しかし、各都道府県においては、なるべく中学校教育の正常な姿を期待する意味で、内申書のウエイトをだんだん高めてきたところと、現在は半々に扱うような県が多くなつておるといふのが実情であらうかと思ひます。それをどういふふうに取り扱は、県の方針によるといふふうに相なっております。

それから、第二点の身体障害の程度を判定する前に、学力検査と内申書によって不合格とならざるを得なかつたという点について、それは身体障害という点は、高等学校教育にたえ得るという前提で、そのほうで不合格になつたのではないのか。その辺で、県と関係者との御意見の差があるようにございますが、私も承知している範囲では、身体障害の程度を、たえ得るかたえ得ないかの判定は、ことしの段階ではいたしてない。その学力検査とそれから内申書の総合評点で、ぐあいが悪かつたというふうな見解であらうと承知いたしております。

それから、第三点の中学校における評価の考え方でございますが、この指導要録で各教科科目の評価を行なうわけでございまして、その様式その他をきめましますのは、小中学校の管理者である教育委員会が指導要録についての様式その他を定め、そしてその記入にあつたての考え方を各学校に指

導するというのが現在のたてまえでございます。その市町村の行なう指導要録の様式なり記入については、県教育委員会なり文部省が指導、助言を行なうというふうな姿になつております。それで、身体障害のある方々については、それぞれ評価については内容とか目的があるわけでありますが、やはり身体障害の程度に応じてこれを課するということは当然必要なことであります。学校教育法その他でもいろいろな点については明記をいたしております。その身体障害の程度に応じて課しまして、そして課されたものについてどういふふうな評価を行なうかについては、法令その他では明確に書いてはおりませんが、私ども指導、助言の姿といつたしましては、やはり主として課したのについて評価を行ない、そして他の生徒なり学年の生徒との関連も考慮して、そういう方々については、特別に一部のものをだけを課して評価をしたという、扱いを明記しておく必要があるであらうというふうな形の指導、助言が従来行なわれております。

したがしまして、いろいろと身体障害がある方々については、実技がでない場合もございまして、知識、理解だけにどまる場合もあるわけでございまして、知識、理解の学習をやる場合には、知識、理解の到達度というものがあつたわけでありまして、その点については、他の生徒との比較も考えられるわけでありまして、相対問題として考えられます。

それからもう一つは、実技がでなかつたという点については、身体障害のある方々については非常にやむを得ないわけでありまして、この点については、教科目標あるいはそれぞれの教科の到達目標というものがあつたわけでありまして、それらの点を他の生徒とどのように関連させて評価するかということ、それぞれ具体的なケースになると思ひます。

その大西赤人君のケースについて、どのような考え方でどのように行なわれたかについては、まだ私もつきまづかでございます。一般に、一般的な考え方を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

〇畑委員 結局そうしますと、やはり本件の場合につきましては小中学校、それを管理しているのは市町村の、浦和の場合には浦和市の教育委員会、そこがそうした、いま言った内申書の評価ですが、そういう点を指導するということになつておるわけですね。それで本件の場合、浦和高等学校への入学試験ですから、その点については、今度県教育委員会のほうで直接指導する、小中学校のほうについても間接に市の教育委員会を通じて指導することはありますけれども、そういうことになると思ひます。なおまた、今度文部省がその上に立つて指導するというのは助言するということだと思ひます。

ただ、その点について各地方の立場を尊重する、地方教育というもののについて尊重をして、あまり中央から干渉しないということ、その原則は私はよろしいと思ひます。でありますけれども、往々にして地方のほうでは応用問題がきかないんですね。今度の場合などは私は応用問題だと思ひます。

すよ。やはり憲法と教育基本法と、そういうものをばつきり踏まえておれば、通達とかいろいろなものがあるけれどもそれを乗り越えて、こういう場合にこそそういう原則が適用になる。それを、やはり地方末端のほうにまいますと、そういう通達その他がいろいろさく出るものだから、結局それが幻惑をされて、それをしやくし定本にやるといふことの結果が、大原則を忘れ、しかも応用問題がでないという結果に、私は今度の場合もなつたのだというふうに思ひます。これは実際がどういふことになるか、これからその教育委員会の最終的な返事を聞かなければわかりませんけれども、どうもそういう感じがいたすのです。兵庫県の場合はすぐそれを改めて、この判定を直したから新学期に間に合つた。今度の場合は、そうした議論をしてやっていると申すので十二月だ、これですぐに判定をくつがえしてやり直したと申しても、これから三ヶ月ではもう進学はできない、実際にそらだと思ひます。こうしたことが、私は非常に官僚的な行き方だろうというふうに思ひます。

その点で、文部省のほうもあまり地方に干渉しないというふうなこと、これはよろしいと思ひます。でも、地方教育行政の組織と運営に関する法律というのがあるんですね。私も今度初めて読ましてもらいましたが、その五十二条、五十三条、それは、違法だとかなんとかいふときには、あるいはそうでなくとも不適当な場合は、適正にするように指導しなければならぬというふうなこともなつておるし、また、五十三條において調査というふうなこともいひます。こういう点をきだ。ただ地方に干渉しやいかぬ、いかぬのあまり、地方の教育委員会だけにまかしておきまうと、そういう大原則や、それから応用問題はできない。同時にまた、やはりそういう足手まといはなるべく遠慮してもらふというふうなことになる可能性がある。

それは、私立学校であつて、学力の低いところの学校であれば、あるいはできるかも知れませんが、ところが、どうしても公立学校でいい学校へやらなければならぬということになりますと、俗に言ういい学校、悪い学校——と言つちや申しわけないのですが、浦高なんというのは県下で第一の学校ですが、そこあたりだと、どうもこういう人は困るという配慮があるかも知れぬ。それは、やはりこの際払いのけてもらわなければならぬと思ひます。こういう子供を一人かかえておきまうと、実際は教師たちも非常にたいへんだ。だけれども、これはやはりひとしく教育を受ける権利があるのですから、それに対する配慮を特にやつてもらわなければならぬ。そういうことが間違つておつたということになれば、もっと早く改めて、率直に話合つて早くやるべきだと思ひます。今の調査結果等があらわれておりませんが、文部省としては明確な私の意見に対する答弁が、あるいはできないかも知れませんが、できない

ただ、私、思いますのは、高等学校教育はやはり先生おっしゃいますようにいろいろとあるわけ

これはこの前、文部大臣代理ですか、秋田さんがこういふことを言っておることがあるのですよ。参議院の内閣委員会のことしの五月十九日ですかの会議録を見ますと、岩間さんの「基本的には、差別的な教育をやめ、すべての障害児が正當に教育を受けられるようにする。この原則は承認されますか。」という問いに対して、「当然のことであろうと存じます。」こう答えている。また、「やはり心身あるいは精薄児童、障害の方々は無

文部省としまして、御承知のように、今日まであるいは盲ろう養護学校、特殊学級の増設あるいは教育内容の改善、また就学奨励費の支給、最近におきましては国立特殊教育総合研究所の設置、こういうようなものを積極的に進めておりますけれども、まだ十分ではない。率直に申しますと、約三〇％収容しておるわけでございます。そういうことでございますので、さらに積極的にこれは進めてまいろうと思っておりますが、先般の

具体的な問題といたしましたは、いま課長が申しましたように、われわれといたしましたも、十分ひとつこの問題には慎重に対処してまいりたいと思います。方針といたしましては、私どもは、心身障害者が十分期待を持って、せっかくの高等教育ということに対する恩典が受けられないというよりなことがないように、今後できる限りの配

法務委員會議録第三号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

七一 末 〇竹下政府委員 〇竹下国務大臣

同 第四号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

四三 三 おいて、いただ おいていただけ
 四三 三 ければ
 四三 三 いたしましたが
 九四 三 そろすると、

同 第五号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

七二 二五 アルファベット
 七二 二五 アルファベット

昭和四十六年十二月二十三日印刷

昭和四十六年十二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B